小山第一小学童保育クラブ申請案内
（令和８年度用）

1.学童保育とは

共働きの家庭など、昼間に保護者がいない子どもたちが、放課後や学校が休みの間に安全で充実した時間を過ごせるよう学童保育を行っています。
みんなでおやつを食べたり、宿題をしたり、好きな遊びを楽しんだりする他、季節ごとの行事を行うなど、いろいろな経験を通して学べる場です。

2.利用資格について

次の(1)～(2)をすべて満たしている方が対象となります。

対象	(1)　小山第一小学校に在学中の令和８年度新１～６年生児童 (2)　保護者の就労・疾病・家族等の介護・出産等により，家庭で適切な支援を受けることができない児童
備考	※:上記基準が満たされていても，定員超過等の理由から利用できない場合があります。

3.利用場所・利用日・時間等について

場所・利用期間・開所日・時間・休所日について

開設場所	小山第一小学校内	
利用期間	令和８年４月１日～令和９年３月31日 ※年度毎に申請が必要です。	
開所日	開所時間	備考
授業日	下校時～19：00	※土曜保育は月一回以上の開所を予定しております。実施日は都度ご案内いたします。 ※午後６時から午後７時までは延長保育となります。
土曜日	７：30～19：00	
小学校休業日	７：30～19：00	
休所日		
① 日曜日 ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に関する休日 ③ 年末年始（12月29日から翌年１月３日）		

4.当初の利用申請・審査結果について

学童保育クラブは労働等により、放課後留守家庭となる児童に適切な遊び及び生活の場を与え健全な育成を図る施設です。
ご両親の就労状況やご家族の状況、お子様を安全にお預かりする上で必要な健康状況等を確認させていただきたく、申請書や就労証明書を用いた審査をおこないます。
お手数をおかけいたしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(1)提出書類・申込期間・利用開始日について

提出書類	① 学童保育クラブ利用申込書（両面） ② 就労証明書又は介護・介護状況申告書 ※両親分提出してください。 ※就労証明書は「小山市保育所入所申込書」の「就労証明書」で代替いただくことも可能です。 ★★注意★★ 書類不備・不足は受付出来ないことがございます。就労証明書が期間内に提出出来ない場合は事前にご相談ください。		
提出期間		結果発送日(予定)	利用開始可能日
令和７年10月１日(水)～令和７年12月26日(金)		令和８年１月下旬	令和８年 ４月１日(火)
審査項目	・１週間の勤務日数 ・勤務時間 ・職場から学童保育クラブまでの距離　　など		
備考	※１:提出期間以降の申込については，４月１日以降の利用になることがあります。 **※２:提出期間内に申込まれた方を優先して審査します。** ※３:提出書類(申請書類等)については，小山市HPからもダウンロード可能です。 ※４:就労等で留守家庭となる日が利用対象となりますが、やむを得ないご事情がある場合にはご相談ください。 ※５:学童保育クラブの登録区分は通常利用（通年の利用）のみとなります。		

(2)配布先について

場所	住所	受付時間
小山第一小学童保育クラブ	小山市宮本町１丁目３番１号	平　日：下校時～18：00 休業日：７：30～18：00 ※休所日を除く

※提出は小山第一小学童保育クラブまでお願いいたします。

(3)年度途中の利用について
他市町村からの転入など、令和８年度途中からの利用を希望される方も申請書の提出が必要です。提出期日等の詳細につきましては学童保育クラブまでお問い合わせください。

5.退所について

退所時には「退所届」をご提出いただきます。

提出書類	退所届	提出先	小山第一小学童保育クラブ

6.利用取消し・停止について

次の(1)～(5)のいずれかに該当する場合は，利用許可の取消し又は利用を停止することがあります。

該当要件	(1)申請の内容が事実と異なる場合 (2)利用児童が疾病・その他の事由により，集団生活が困難と認められるとき (3)許可通知書に記載してある利用許可日が守られないとき (4)学童保育クラブの決まりが守られないとき (5)学童保育クラブの保育料を３カ月分滞納したとき

7.保育料について

（1）使用料金表

４月	9,000 円	10 月	8,000 円
５月	8,000 円	11 月	8,000 円
６月	8,000 円	12 月	8,500 円
７月	9,000 円	１月	8,500 円
８月	11,000 円	２月	8,000 円
９月	8,000 円	３月	9,000 円
延長保育料 （1 日毎、18:00～19:00 の利用）		300 円	
備考	※保育料は小山市の推奨料金から算出しております。 ※基本保育料は 8,000 円となっております。長期休暇期間の月は追加加算があり、上記の金額となっております。 ※通常利用、長期利用共に表の金額となっております。		

（2）保育料等の納入について

保育料等の納入については、口座引き落としを予定しております。

口座登録の案内は２月中旬以降に配布を予定しております。

納入単位		月単位（１ケ月分）
納入方法	口座引落し	利用月の翌月末日に口座引落し
備考	※1:口座引落しの手続き書類は、２月中旬以降に発送する「学童保育クラブ利用可通知書」と同封する予定です。 ※2:口座引き落としが困難な場合は、事前にご相談ください。	

8.使用料の減額・免除について

小山市ひとり親家庭医療費受給資格※1 をお持ちの方は下記の通りの助成がございます。

	対象	内容	提出書類
①	１人目の利用児童	上限 2,000 円の月額保育料助成	ひとり親家庭学童保育料助成申請同意書※2
②	２人目以降の利用児童	上限 4,000 円の月額保育料助成	
備考	※１資格要件に該当するかどうかは小山市 HP をご確認ください。 ※２「ひとり家庭学童保育料助成申請同意書」を記入・押印の上、裏面に「小山市ひとり親家庭医療費助成受給資格証」の写しを添付して学童保育クラブに提出してください。年度ごとの提出が必要となっており、お子様が２人以上利用する場合、１枚の同意書で申請できます。 「ひとり家庭学童保育料助成申請同意書」はこども政策課窓口または各学童保育クラブにございます。（小山市 HP からもダウンロードできます） 対象となった月から、減額した学童保育料が適用されます。		

9.使用料計算例

例１

登録児童	２人（兄・弟 ２人の児童）		
利用月	６月	利用内容	通常利用、延長利用２日
計算内容	16,000 円（通常保育料 8,000 円×2 人分） +1,200 円（延長保育計 4 回分）		
合計使用料	17,200 円		

例２

登録児童	３人（小山市ひとり親家庭医療費受給資格）		
利用月	８月	利用内容	通常利用、延長利用なし
計算内容	33,000 円（11,000 円×3 人分） －10,000 円（小山市ひとり親家庭医療費受給資格による助成金３人分）		
合計使用料	23,000 円		

【お問い合わせ先】
株式会社明日葉　本社（03-3452-3350）
もしくは
担当　横田（080-5049-8542）
までお願いいたします。